

令和2年4月13日

各位

慶生会グループ

緊急事態宣言に伴うデイサービスの営業について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、コロナウィルス感染拡大防止の為に政府より緊急事態宣言が出されました。それに伴い大阪府からも方針が示され、デイサービスについては休止を要請しない施設ではありますが、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請することと通知がございました。

通知を受けて、営業に関するお願いと感染症対策についてお知らせ致します。

1. ご自宅で支援可能な方への利用自粛

当会としても更なる対策強化が必要であり、受入れ人数の縮小を考えています。

現在、ご家族様や支援者の方が在宅勤務などで、ご自宅での支援が可能な場合には、感染防止の観点からデイサービスのご利用をお控えいただきますようお願い致します。

(状況により訪問での代替えサービスも実施可能ですのでご相談ください。)

2. ご利用いただく際のお願い

お一人でお住まいの方や支援者様の状況により介護(サービス)が必要な場合には、ご利用を継続いただけます。

ご利用いただく際は、下記の対応・ご協力をお願い致します。

- ① 送迎前の検温(ご自宅での検温をお願い致します。)
- ② 37.5℃以上の発熱、風邪症状がみられる方(同居または支援者も含む)は、ご利用いただけません。
- ③ 可能な限りマスク着用
- ④ その他、施設が取り組む感染症対策

何卒、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年4月13日（月）14時～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況について

- ・大阪の感染拡大の状況の分析【資料1】
- ・緊急事態宣言前後の人口増減状況について【資料1-1】
- ・自粛要請状況を踏まえた今後の対策の必要性（府専門家会議の座長、副座長、オブザーバーの意見）【資料1-2】

(2) 今後の大阪府の対応方針について

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等の要請について【資料2】
- ②宿泊療養について
 - ・受入れホテルについて【資料3-1】
 - ・宿泊療養での対応について【資料3-2】
- ③インターネットカフェへの休業要請に伴う宿泊施設の活用について【資料4】
- ④府営住宅における対応について【資料5】
- ⑤コールセンターへの相談状況について【資料6】
- ⑥受入病院への支援チームの創設について【資料7】

(3) その他

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 抜粋

(参考) 大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

4. 実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）